

# 『神璽考』と『神璽考疑』

野口智代

はじめに

江戸時代中期に起こった学問の一つである国学は、『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』など、日本の古典を文献学的に研究し、特に儒・仏教伝来以前における日本固有の文化および精神を明らかにしようとする学問である。本稿では江戸時代後期の国学者、西田直養の『神璽考』と前田夏蔭の『神璽考疑』を中心に論を展開していく。

『神璽考』は、三種の神器について記されている。三種の神器に関しては、西田が『神璽考』を著す以前にも、幾度か国学者の書物に記され、検討されている。その三種の神器について、西田は新見を述べている。それは、多くの国学者が検討を重ねつつも、判然としない事柄についてであった。しかし、『神璽考』に記されている内容、特に新見は、前田夏蔭を含め、後に多くの国学者によって批判の対象となつていく。ここでは、対象となつた考えを、西田の説と前田の説を比較し、検討していく。

## 一、西田直養『神璽考』について

まず、『神璽考』について説明しよう。

『神璽考』<sup>(注1)</sup>は、西田直養によつて弘化三年（一八四六）十二月廿一日に著された。西田直養は、豊前小倉藩の藩士で、天保七年（一八三六）に京都留守居役、ついで同十四年（一八四三）に大坂留守居役も兼帯する等、用人格に至つた人物である<sup>(注2)</sup>。

『神璽考』で西田は何を述べようとしたのか。その冒頭には、

三種の神宝の御事は北畠准后殿の神皇正統記卷五に先ッ内侍所は神鏡なり。八咫の鏡とまをす正躰は、皇大神宮にいひ奉る。内侍所にましますは崇神天皇の御代に鑄かへられたりし御鏡なり。村上天皇の御時、天徳年中に大事にあひたまふ。それまでは圓規かけまします。後朱雀天皇の御時、長久年中かさねて火ありしに灰燼の中より光をさ、せたまひけるを収てぞあげめ奉られける。されと正躰つ、がなくて万代の宗廟にます宝劍も、正躰は天の村雲の劍とまをす熱田の神宮にいひ奉る。西海に沈しは崇神天皇の御代に同く造かへられし劍なり。神璽は八坂瓊の曲玉とまをす神代より今にかはらす代々の御身をは

なれぬ御守なれば海中より浮出たまへるも理なり。三種の御事はよく心得奉るべきなり。なべて物しらぬたくひは上古の神鏡は天徳長久の災にあひ草薙の宝剣は海に沈けりと申傳ふること待るにや。かへすくもひか事なりとしるさせたまへるにていぢしるし。さて、鏡劍の御事は二所にましますは申奉るにもおよはず。た、神靈の御事につきては諸説まち／＼なれば此考はものせるなり。(句読点筆者)

三種の神宝とは、皇位の「しるし」として歴代の天皇が受け継ぐ宝物のことである。その宝物というのは、『神皇正統記』巻五に記されているように、「八咫鏡」、「天叢雲劍」、「八坂瓊曲玉」のことである。さて、西田は現在(『神靈考』が著された当時)、八咫鏡は伊勢神宮に、天叢雲劍は熱田神宮に鎮座されていることは明白であると述べている。しかし『神皇正統記』には、「神靈は八坂瓊の曲玉とまをす神代より今にはらす代々の御身をはなれぬ御守」とある。神靈のことについては諸説があり、その諸説を明確にするために西田は『神靈考』を著したのである。

では、「神靈の御事については諸説まち／＼なれば」というのは、何に起因するのか。そもそも「神靈」とは何なのか。西田は、「神靈」について『古事記』神代紀天石屋戸条を挙げてゐる。ここには「科三玉祖命一令レ作二八尺句瓊之五百津之御須麻流之珠一而」とあり、この「珠」が現在言われている「神靈」であると指摘している。その証拠として、同書の天孫降臨条に「於レ是副賜二其遠岐斯八尺句瓊鏡及草那藝劍一」とある「遠岐」という言葉を証拠として挙げてゐる。「遠岐」という語は、「物を招き寄せる」という意味である。つまり、『古事記』天孫降臨条で述べられている八尺勾玉

は、天照大神が岩屋戸の中に竈つた際、外から天照大神を「招き寄せる」ために作られたものである。その時に作られた勾玉が、天孫降臨の際に下賜されたのである。西田が証拠として挙げた『古事記』天孫降臨条の内容に関しては、『日本書紀』皇孫降臨条にも「天照大神乃賜二天津彦彦火瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種宝物一」とある。『古事記』と『日本書紀』に同じ内容があることから二書が同じ伝えであることがわかる。

西田は、神宝が三種であることを冒頭に『神皇正統記』を引用して述べ、それに加えて『古事記』と『日本書紀』に同様の記述があることを指摘している。神宝は三種有り、それは明白なのであると、西田は『神靈考』の中で述べている。

また、西田は『神靈考』の中で、『大殿祭』の祝詞に着目している。なぜ西田は『大殿祭』に着目したのか。『大殿祭』とは、宮殿の火災その他の災難を祓い平安を祈る宮中の祭事である。『大殿祭』の祝詞には、天孫が天降る際の故事が記されている。『古事記』、『日本書紀』同様に神宝を授ける場面が記されていることから、『大殿祭』の祝詞に着目したと考えられる。

『大殿祭』の祝詞は次のように記されている。

高天原尔神留坐皇親神魯企神魯美之命以氏皇御孫之命乎天  
津高御坐尔坐兵天津璽乃鏡劍乎捧持賜天言壽宣志久(傍線筆者)

右の通り、「天津璽乃鏡劍」とある。先に挙げた『古事記』、『日本書紀』とは違い、「勾玉」の記述が見られない。「鏡」と「劍」の二種のみを皇御孫命に授ける趣になっている。この『大殿祭』の祝詞に見られる記述の相違については、『神靈考』が記される以前から度々言われていた。『神靈考』では賀茂真淵と本居宣長の考えが引用



真淵は璽の存在を重要であると考えているが、対して、宣長は、璽は劣っているものであると考えていたことがわかる。

二人の意見の相違がある中、西田は、『神璽考』を著した。では、西田自身の考えとは何か。

彼は「直養がこたひ此考をおもひおこし、根元は只、一字の誤写ならむといふ處に眼をつけたるなり」（傍点筆者）と述べている。では、その誤写とは何か。

さほかの神祇令なる神璽之鏡劍といへる之の字の誤よりなり。其ゆえは彼大殿祭に天津璽乃鏡劍云々とある乃の字を漢文様に之字に譯されしより義解は勿論書紀にも誤を傳へ古語拾遺に至りては矛玉 自 従 など、いう事をさへしるせるなり。

（傍点筆者）

『神祇令』には、「凡踐祚之日中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劍。」とある。この一文は、皇嗣が天皇の位を受け継ぐ際に行われる踐祚について述べている。この『神祇令』に記されている「神璽之鏡劍」という「之」字の誤りにより、記述の違いが生じた、西田は指摘している。その理由として、『大殿祭』の祝詞に記されている「天津璽乃鏡劍」とある「乃」字を漢文の形式で「之」字に訳してしまつたことを挙げている。漢文形式の「之」にしたことにより、「令義解」は勿論のこと、書紀（ここでは、本居宣長が挙げていた『書紀継体天皇紀』のこと）にも「神璽乃鏡劍」と誤りを伝えてしまい、「古語拾遺」に至っては、「矛玉自從」などと記されてしまふ事態になつたのである。実際、「古語拾遺」を確認すると「即、以三八咫鏡及雜草劍二種神宝、授賜皇孫、永為二天璽。」【所謂神璽劍・鏡是也。】矛・玉自從。」と記されている。

この「乃」を漢文形式の「之」とした誤りは、踐祚という儀式においても間違いを継承している。先に挙げた『神祇令』で明らか通り、「鏡」と「劍」の二種のみを新主に奉る形になっている。西田は「玉」が、伊邪那岐が天照大神に与えた国を治める「しるし」と考えている。そのため、「玉」の記述がない『神祇令』は、その国を治める「しるし」がないということになる。「玉」がなく、鏡と劍だけを用いることは、国を治めることにはならないのではないか。鏡と劍だけを用いる理由はあるのかと、疑問を述べている。

この自身の疑問を解消するために、西田は一つの考えを述べる。考るに彼大殿祭に出たる天津璽乃鏡劍とある乃字は、及字の誤写にて、もと大字にて、及とありしなり。（句読点筆者）

『大殿祭』に記されている「天津璽乃鏡劍」とある「乃」の字が「及」の字の誤写であり、以前は大字であつた。つまり、「天津璽及鏡劍」であつたということである。西田はこの考えを述べた理由として、

天孫降臨の御事は神典第一義なるを、記紀ともに同じ傳にて、記には瓊鏡及草雜藝劍といで、紀には曲玉及八咫鏡草雜劍といでたるを、た、大殿祭のみに璽の御事の無き理あるへくもなし。またく及字の一畫をおとしたるものなり。（句読点筆者）

としている。天孫降臨の事は、神典第一のことであり、『古事記』、『日本書記』ともに同じ伝である。しかし、『古事記』、『日本書記』には見られる璽（玉）の記述が『大殿祭』には見られない。『大殿祭』のみ璽がないという理由はあるはずもなく、これは「及」の一畫を書き忘れ、「乃」の字と書き、間違つたことに拠るのである。西田の考えを適用すると、「乃」を「及」とすると、「及」は「マタ」

と読むことができる。「マタ」と読めば、『古事記』、『日本書紀』同様に、『大殿祭』の祝詞も「天津璽及鏡劍（アマツシルシマタカガミツルギ）」となり、天皇に三種与えることになる。そして、「及（マタ）」とするならば、「天津璽」とは冒頭で西田が引用した「神皇正統記」に記されている「神璽」となり、つまりは「勾玉」をさす。

西田が『神璽考』で主に述べていることは以上である。西田はこれまで記述の相違があるにも関わらず、あまり明確に語られてこなかった「璽」というものについて、自身の考えを踏まえて述べている。「乃」と「及」との誤写説について、西田は自信を持っていたようである。それは、自身の随筆『篠舎漫筆』に「神璽考」が収められていること、また、現存してはいないけれども、西田が記した紀行文の中にも屢見られていたようであることからその自信のほどがうかがえるだろう。

西田によって著された『神璽考』には、直接関係する書が弘化二年以降いくつか著されている。その一つに前田夏蔭の『神璽考疑』がある。この書は、西田の考えについて疑問を呈し、否定している。前田は西田の考えのどこに疑問をもち、否定したのか。次に前田の書を検討していく。

## 二、前田夏蔭『神璽考疑』

弘化四年（一八四七）五月四日に前田夏蔭により『神璽考疑』<sup>(注5)</sup>は、著された。

前田夏蔭は、幕臣であり国学者である。清水浜臣の門で学び、考証学や和歌、歌学を能くした。天保頃（一八三〇—一八四四）下谷泉橋

通に開塾。水戸烈公（徳川斉昭）に重用され、水戸藩の江戸駒込中屋敷において国学を講ずるなどした。『神璽考疑』が著された当時、前田はまだ幕府に仕官しておらず（幕府に仕官したのは安政元年（一八五四）、水戸藩中屋敷で国学の講義をし、塾において門人達に講義をしていたころと考えられる）。

『神璽考疑』の内容を検討する前に、前田が『神璽考疑』を著すに至った経緯を説明する。『神璽考疑』の冒頭には、次のように記されている。

此頃、西田直養の著る神璽考と云書<sup>ツブヘセ</sup>を友人の許より贈て、「其考説の上に、奈何ぞや。と思はる、所あらば、包蔵<sup>ツマ</sup>はず告知せてよ。」と云へれば、彼先に考置つる旨を奉て、更に此書の説の不審<sup>ウツカシ</sup>き所々を論へるなり。

また、末尾には

此一巻は、藤原守澄のみせられたる原書に對て書つるなるが、其主國へ帰らる、時に迫て僅に四五日の間にいとあわた、しくものしつるなれば、引漏せる證も多かるべく文意の行足はぬ所、はた多かれど再正改むる暇もなくて、即かいやりたるなれば、後によくと、のへものすべくなむ。

冒頭の友人とは、末尾に記されている「藤原守澄」であると考えられ、「藤原守澄」とは斎藤守澄のことであると考えられる。斎藤守澄は、播磨姫路藩の藩校好古堂の国学教授であった。<sup>(注7)</sup>前田は、斎藤から『神璽考』を見せられ、「意見を書いて欲しい」と請われた。斎藤と西田の関係性は明らかではないが、斎藤の国学の師である大國隆正が間にいることが考えられる。大國隆正は、津和野藩士であったが脱藩し、一時期大坂で国学を教授していた。その際に、大坂留

守居役であった西田と知り合つたと考えられ、二人の交流は、『嚶々筆語』を共著していることからもうかがえる。

さて、斎藤から『神璽考』に対して意見を請われた前田は、『神璽考』の疑問点を挙げる前に西田と同様、真淵と宣長、二人の意見について自身の考えを交えながら述べている。

抑、彼ノ三種ノ神寶の一種なる八尺勾玉を、賀茂翁の祝詞考に【大殿祭乃條】伊邪奈伎の天照大神に授ケ賜へる御頸玉に准テ作りし物の由云ハれしを、本居氏の微拠なき説なりとて信られざりしはなか／＼に奈何ぞや思はる。彼伊邪奈伎命の御頸玉は、天照大神を高天原の主と定詔して授ケ賜へる珍寶の玉なれば、天上にても無比靈玉なりけむ。故に岩屋隱乃御時に天ノ明玉命の神力を尽て、いかで彼天照大神の御頸玉に准て劣まじくと勤作給けむは、然有べき理とこそ覚ゆれ。さて、後に此玉殊に勝たりければ、當初大御親ノ命より授賜へる御頸玉に准て、天照大神も亦皇孫命を蘆原ノ中國乃主と定テ賜て天降しめ給る時に授ケ賜へるは其神意も掲焉見えて、賀茂翁の考説、よく隱微を發明せし事とぞ、信思はれぬ。然在を本居氏、勾玉を第三ノ位に置へく論と定むとて、先此説を破られたるはなか／＼に非なり。(句読点筆者)

宣長が真淵の説を「根拠のない説である」と否定したことについて、前田は疑問を呈している。御頸玉とは、伊邪奈伎命が天照大神を高天原の主であると定めたときに授けた珍しい宝の玉であり、天上において並ぶものがない。そのため、天照大神が岩屋戸に隠れたとき、天明玉命が神力を注いで、天照大神の持つ御頸玉に劣ることのない玉を作つた。これは、先に述べたように、御頸玉が高天原を

治める主であることを示す宝であるからである。玉は重要な位置に置かれていた。皇御孫命を芦原中つ國の主と定め、御頸玉に准えた玉を授けている。この箇所について、真淵は曖昧であったことを明らかにしたとして、前田は真淵の意見を探っている。しかし、宣長の説については、勾玉を第三位に置くために論を決めようとして、まず真淵の説を論破しようとしたことが却つて間違ひであると、宣長の考えを否定している。真淵、宣長の説を述べた後、前田は『神璽考』の疑わしい箇所について述べている。

西田直養の考の不審まる、由は、大殿祭祝詞に天津璽乃鏡劍云々とのみありて八尺ノ勾玉の一種見えざるは省脱すべきにあらず。必古事記書紀の皇孫命乃天降リノ條の文に勾玉と鏡劍と三種を叙たる如く此祝詞にも天津璽及鏡劍と有けむを及ノ字を乃ノ字に誤れるより此誤字を受けて神祇令に凡踐祚之日中臣奏二天神寿詞、忌部上ルニ神璽之鏡劍ヲ【義解ニ曰ク此即以二鏡劍ヲ一稱スレ璽ト】とある。神璽之云々と云へる之字は及字を誤れる乃字より受來るにて、彼祝詞に天津璽と云フは八尺ノ勾玉を云へるなり。と考へ定められたるこそ、諾難けれ。(句読点筆者)

「不審である」のは、西田が『大殿祭』の祝詞に「天津璽乃鏡劍」とあることについて述べた説についてである。鏡劍のみ記述があり、勾玉一種が見られないことについて、勾玉を省略すべきではないと述べている。そこで考えとして、「之」は「乃」であり、この「乃」字が「及」字の誤写であると、独自の考えを述べた。この点について前田は「不審である」と述べたのである。前田は西田の考えを「受け入れがたい」と否定している。その理由について、次のように述べている。

按に、此考へは後ノ世に勾玉を専神璽と申シならへるより。劍璽、また璽管なども云て、璽は神寶の勾玉の別称となれるを見来りて、古へ書の例證を思はず。彼祝詞の天津璽とあるを、即ち勾玉の名ぞと思僻めつるなるべし。古へ書に、阿麻津斯留志と云つは、一種に定称名にはあらず。勾玉一種を天津璽と云る例、古へ書には見ゆる所なし。(句読点筆者)

西田は先に述べたが、「神璽」は「勾玉」であると考えている。しかし、前田はこの説に対して、「勾玉」を専ら「神璽」というようになつたのは後世からであると、西田の説を否定している。「劍璽」また「璽管」とも言われていることについて、「璽」は、勾玉の別称であろうと西田は見ている。しかし、西田は古書の例を見ていなかった。そのため『大殿祭』の祝詞に「天津璽」とある言葉も、「璽」とあるため、「勾玉」と勘違いをしたのだろうと前田は述べている。そこで前田は、古書に「阿麻津斯留志」と見られるのは、勾玉一種に限定した名ではないとしている。さらに、勾玉一種を「天津璽」と述べている例も、古書には見られないとしている。それでは、実際古書にはどのように記されているのか。前田は、『日本書紀』の天皇紀を引用し、証拠を並べている。なお、前田が「神璽考疑」内で引用している箇所は、全て、皇嗣が天皇の位を継ぐことについて記している場面である。

まず、初めに『書紀神武天皇紀』を引用している。  
以所御天ノ羽々矢及歩勒賜示於長髓彦一長髓彦見ア  
其ノ天表一益懷蹶踏(傍線筆者)

『書紀神武天皇紀』は「天表」を「アマツシルシ(阿麻津斯留志)」と読んでいる。これは、古い読みである。『書紀神武天皇紀』に記さ

れている「天表」が指しているのは、「天ノ羽々矢」一本と「歩勒」である。

他に前田が引用した文献は次の通りである。(傍線筆者)

・『書紀允恭天皇紀』↓「上二天皇之璽一云々今當ニ上ル二天皇ノ璽ヲ」

・『書紀清寧天皇紀』↓「奉ルニ璽於皇太子ニ」

・『書紀継体天皇紀』↓「上ル二天子之鏡劍ノ璽符一」

・『書紀宣化天皇紀』↓「奏ニ上劍鏡一」

『書紀宣化天皇紀』に記されている「劍鏡」も「ミシルシ」と読んでいる。これも「書紀神武天皇紀」と同様、古い読みである。劍鏡の二字を引き合わせて「美斯留志」と読んでいる。

・『書紀推古天皇紀』↓「天皇璽印奉ル」(同様の文が『書紀舒明天皇紀』にも有)

・『書紀孝德天皇紀』↓「授ケニ璽綬禪リ玉ヲ位ヲ」

以上、「古書の例」として前田が挙げた『日本書紀』天皇紀の例である。「璽」、「璽符」、「璽印」、「璽綬」と天皇紀により異なっている。このことについて前田は、「全て中国の様式で、潤飾であるため」と指摘している。西田が「天津璽＝神璽」であると述べたことは間違いであり、どちらも潤飾された文である。よって「美斯留志」は、神宝一種を言うのではなく、神宝全てを言う語である。先に、前田が挙げた『書紀神武天皇紀』の「天表」と『大殿祭』の祝詞にある「天津璽」はどちらも神宝全てを指す意味である。

また、『古語拾遺』に「即以下八咫鏡及草薙劍二種神宝ヲ上授ニ賜テ皇孫ニ永為ニ天璽一」所謂神璽之鏡劍是也「矛玉自從」、「天ノ富命率テ諸ノ齋部ヲ捧ニ持テ天璽鏡劍ヲ奉レ安ニ正殿ニ」、「更ニ鑄レ鏡ヲ

造リテ劍ヲ以爲スニ護身御璽ハ。是今踐祚之日所レ獻ル神璽ノ鏡劍也」とある。「天璽」、「璽」、「神璽」も全て、神宝全てを指す意味である。踐祚大嘗祭儀下「辰日条」には「神祇宮ノ中臣捧テ賢木入リテ自ニ儀鸞門ノ東戸就テ跪テ奏メテ天神ノ寿詞ヲ齋部奉ル神璽之鏡劍ヲ」とある。この「神璽」も、一種に限定したものではなく、鏡劍の二種のことを指しているのである。鏡劍の二種を「神璽」という理由を、前田は述べていない。ただ前田は、「神璽」は勾玉一種ではなく、神宝全てを指すと捉えていた。

そして、前田は「璽」について次のように述べている。

璽字は、上にも云フ如く唯汎ク斯留志と云フ義ニ用たるにて、天津斯留志とは三種ノ神寶を總称ヘキ汎クナル。然有を、勾玉に限りて璽と云へるやうになれるは、漸後世の意より然改めたるにて、寧樂朝より後に云ヒ始たる事とそ思はる、(後略)(句読点筆者)

前田は、「璽」字は広く「斯留志」という意味で用いているので、「天津斯留志」とは三種神宝を総称していると考えていた。しかし勾玉に限り、「璽」と言うようになったのは、後世に「璽」はすなわち「勾玉」であると改められていったからであると述べている。そこで、西田が、もとは『大殿祭』の祝詞に「天津璽及鏡劍」と有ったものが、「及」を「乃」と誤り、それを受けて『神祇令』に「神璽之鏡劍」と記されてしまった。これにより、即位の大礼が行われるときも鏡劍の二種のみを用い、勾玉を用いないことになってしまった。これは大変口惜しいことであると述べたことについて、前田は「最太き僻心の妄説なり」と批判している。前田は、西田が挙げた『神祇令』と、『大殿祭』の祝詞は、互いに関係しないと指摘してい

る。その理由として、『神祇令』とは、天皇の即位式をいい、『大殿祭』は宮中祭祀のことをいう。二つの文の謂われが違うと前田は述べている。それでは、なぜ勾玉の記述はなく、鏡劍のみの記述なのか。この疑問点について、前田は『古語拾遺』の作者である忌部氏に注目した。忌部氏は、大殿祭の際に、鏡劍を奉る役職に就いていた。前田は、忌部氏が家の栄えの証のために、関わっていた神宝(鏡劍)のみを称えたのであると考えたのである。そのため『大殿祭』の祝詞には、皇孫が天下る古事でも勾玉を言わなくなったのである。しかし、この記述の有無は、忌部氏の私意だけで起こったのではない。一般的に世の中において古学が廢れ、古事を忘れていったためである。そのような時期であったことから、古事を述べる祝詞の首文は省略され、現在使われている祝詞のように書かれたのであろう。齋部広成が著した『古語拾遺』は「天璽ノ鏡劍」と記し、鏡劍を重宝と述べている。そして、天孫降臨の條には、「矛ト玉ハ自ラ從フ」と記し、授ける様子を記したことは、『大殿祭』に八尺勾玉を省くのと同じ趣である。『古語拾遺』にこのように記されたのは、齋部広成が著すよりも早く、忌部氏の人々が鏡劍のみを奉る役職に就いていたため、鏡劍を推し崇めて勾玉を密かに貶めようとする心があつたためであると考えられるとしている。

前田が『神璽考疑』の中で述べていることをまとめると、西田が『神璽考』の中で述べた「乃」と「及」の誤写及び「璽」の意味、そして勾玉の記述の有無についての批判であるとわかる。

西田が述べた誤写説を、前田は否定した。否定の理由として、『日本書紀』の天皇紀に見られる皇位継承の場面では、「璽符」、「璽印」、「璽綬」等天皇紀によって記述が異なっていることを挙げている。こ



のように記述の相違が見られることから、西田が述べた「天津璽」は「神璽」、つまり勾玉である説は間違いであると指摘している。

また、「斯留志」という語は、西田が『神璽考』で述べていたように勾玉一種を指すものではなく、神宝全てを指す言葉であると述べた。西田が例として挙げた『大殿祭』の祝詞と『神祇令』の文は、謂われが違うことを指摘している。また『大殿祭』祝詞の勾玉の記述の有無については、忌部氏の私意が働いていたこと、しかしそればかりではなく、その中で古学が廃れ、古事が忘れられていったことを挙げ、自身の考えを述べている。

以上が西田と前田の説である。『神璽考疑』で述べられた前田の説を、西田は目を通していたと考えられる。それは、後に『神璽考疑辨』として問答が交わされているためである。『神璽考疑辨』を見ていくと、同時代の国学者が「神璽」をどのように捉えていたのかわ見えてくると言える。また、『神璽考疑辨』より前に西田は、萩原広道にも『神璽考』についての意見を求めている。それは「神璽考疑傍評私議」として著されている。なお『神璽考疑傍評私議』と『神璽考疑辨』については、別稿を用意し論じることにする。

#### 注

(1) 西田直養『神璽考』は多和文庫本を底本とした。引用に際して、漢字は通行体に改めた。

(2) 市古貞次ほか『国書人名事典』(岩波書店、一九九三年)

(3) 斎部広成撰、西宮一民校注『古語拾遺』岩波文庫(岩波書店、一九八五年)

(4) 日本随筆大成編集部編『日本随筆大成』第二期卷四所収(日本随筆大成刊行会、一九三〇年)

(5) 前田夏陰『神璽考疑』は鈴鹿文庫本を底本とした。引用に際して、漢字は通行体に改めた。

(6) 注2に同じ

(7) 兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史』第五卷(兵庫県、一九八〇年三月)